

平成25年川俣町議会第1回臨時会会議録

平成25年川俣町議会第1回臨時会は、2月4日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅野正彦君	9 番 黒沢敏雄君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 新関善三君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	保健福祉課長	佐藤真寿夫君
建設水道課長	佐藤賢助君	原子力災害対策課長	沢口進君
産業課長	沢井一雄君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	教育次長	仲江泰宏君
生涯学習課長	松本康弘君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書 記	橋本文雄
		書 記	菅野春華

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 1 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 25 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

議案第 2 号 川俣町手数料条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 平成 24 年度川俣町一般会計補正予算(第 8 号)

議長の辞職について

(追加日程)

選挙第 1 号 議長選挙について

議席の一部変更について

川俣地方衛生処理組合議会議員の辞任について

選挙第 2 号 川俣方部衛生処理組合議会議員の選挙について

福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任について

選挙第 3 号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙について

◎開会及び開議の宣告

○議長（新関善三君） ただいまの出席議員は、１６人です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成２５年第１回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午後４時１７分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において９番議員 黒沢敏雄君、１０番議員 佐藤喜三郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第３，町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、こんにちは。本日、ここに、平成２５年第１回川俣町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には大変お忙しいなか、ご参集を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、条例の制定が１件、条例の一部改正が１件、補正予算が１件でございます。議案の概要の説明をさせていただきます。

議案第１号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成２５年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例」は、山木屋地区が計画的避難区域に設定されていることに伴い、当該区域内に住所を有する方々に対し、平成２５年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行うため制定するものでございます。

議案第２号「川俣町手数料条例の一部を改正する条例」は、原発事故で避難された方々の、原発避難者特例法に基づく避難住民届に記載された避難場所に関して、届出避難場所証明書を発行する際、及び町長が特に必要と認めるものについて、手数料を徴収しないこととする規定を加えるものでございます。

議案第３号「平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第８号）」は、既定の予算額２４６億２,９０１万６,０００円に、歳入歳出それぞれ８億１,２８２万２,０００円を追加し、予算の総額を２５４億４,１８３万８,０００円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金で、凍上災に係る査定決定工法を変更して、路上再生路盤

工法で実施するために、実施単価に組替えたことによる土木施設災害復旧費負担金 5 9 1 万 7,0 0 0 円の増額、県支出金で、国・県道除染事業分として、除染対策県交付金 8 億 1,4 1 2 万円の増額、繰入金は、歳入歳出差し引き分 7 2 1 万 5,0 0 0 円を財政調整基金へ繰り戻すこととしております。

歳出では、新庁舎建設工事設計業務委託料 4,2 8 0 万 9,0 0 0 円を減額するほか、平成 2 4 年度に町が実施しております、5 地区の生活圏の除染にあわせ、同地区内の国道・県道の除染について、今般、議会からもご提言をいただいております、面的除染の推進、除染作業に伴う仮置場の管理運営を鑑み、県と調整を図りながら、町が事業実施主体として事業推進を図るため、5 地区内の国道・県道の除染対策事業委託料として、8 億 1,4 1 2 万円の増額、路面凍結時用の融雪剤を補充するため、5 0 0 袋分として 7 8 万 8,0 0 0 円、また、先月中旬に実施いたしました道路除雪作業委託料として、2,3 5 2 万 1,0 0 0 円の増額、土木施設災害復旧事業では、町道小神秋山線、小手秋山線の凍上災害復旧において、設計委託料が 4 9 6 万 1,0 0 0 円減額となっておりますが、災害復旧工事費では、大型車両の交通量が増加してきていることを踏まえ、工法を路盤打替え工法から路上再生路盤工法へ変更し、舗装の強化を図りながら凍上災害対象外区間を追加し一連区間で、復旧を行うこととしたため、2,2 1 6 万 3,0 0 0 円を増額するものでございます。

なお、国・県道の除染事業、凍上災害復旧事業につきましては、年度を越えた事業の執行が見込まれるため、今後、繰越明許費を設定し、進めてまいりたいと考えております。

以上で、提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます、提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第 4、議案第 1 号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 2 5 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(高橋良之君) 議案第 1 号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 2 5 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例、条文の読み上げは省略をいたします。

平成 2 5 年 2 月 4 日提出

川俣町長 古川 道郎

ご説明を申し上げます。

本案は、2 3 年度及び 2 4 年度に引き続き、平成 2 5 年度におきましても計画的避難区域に住所を有する方々などに対しまして、町が課する町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、及び介護保険料の減免を行うため、町税等の減免の特例に関する条例を制定しようとするものでございます。

第1条では、その趣旨を述べております。

第2条では、被災区域を、計画的避難区域に設定されたところの山木屋区域と定義しています。

第3条第1項では、被災区域に住所を有する個人、法人等の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、及び介護保険料は、事業継続を認められたものに係るものを除いて、申請によることなく全額を免除するとしています。

同じく第2項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中に土地、家屋、償却資産を有する場合、その固定資産に係る固定資産税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請、2号で承認又は却下、3号でその申請は本年12月31日までにしなければならない旨述べています。

同じく第3項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中に土地を使用の本拠としている軽自動車に係る軽自動車税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請を、2号で承認又は却下を、3号でその申請は本年12月31日までにしなければならない旨述べています。

第4号では、第3号の申請の虚偽その他不正があった場合、当該減免の取り消しについて述べております。

第5条では、必要事項について町長への委任を述べております。

附則では、この条例の施行日及び25年度分の町税等に限っての適用を述べております。

次に、様式第1号は、第3条関係の固定資産税減免申請書。第2号は、同減免申請に対する承認又は却下の通知書。第3号は、同じく第3条関係の軽自動車税減免申請書。第4号様式は、同減免申請に対する承認又は却下の通知書でございます。

説明は、以上でございます。

○議長(新関善三君) これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第5、議案第2号「川俣町手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長(高橋良之君) 議案第2号、川俣町手数料条例の一部を改正する条例
川俣町手数料条例(平成12年川俣町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)第4条に基づき避難住民から提出された避難住民届による避難場所証明書

(9) 前各号に規定するもののほか、町長が特に必要と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年2月4日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子力災害により避難している住民の避難場所証明書及び町長が特に必要と認めたものにつき、その発行手数料を徴収しないものとするため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

本案は、町の手数料全般を規定しています川俣町手数料条例の一部を改正するものです。その手数料条例のうち、手数料を徴収しないものを定めている第7条に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例、及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づき、町長が発行する避難場所証明書、及び第1号から第8号に規定するもののほか、町長が特に認めたものの2つの号を追加するものです。説明は以上であります。

○議長(新関善三君) これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(新関善三君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 日程第6, 議案第3号「平成24年度川俣町一般会計補正予算(第

8号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) 議案第3号 平成24年度川俣町一般会計補正予算(第8号)について説明した。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(新関善三君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) 14番 遠藤です。この補正予算、まず最初の基本的なことを質したいのですが、議会が招集されてから予算書が配られて必ず訂正するという、こういうことが何回も行われているということは、本当に責任を持った予算書の提案をしているのかどうか伺われるわけですよ。それについて町長の所見を伺いたいと思います。

それから、この補正予算で庁舎建設、庁舎施設管理費、この委託料が全額、委託料が減らされているわけですが、今、庁舎が使われないために町民は公民館を使いたくても使えないという、こういうことがどんどん起こってきているんですよね。そういうにもかかわらず庁舎建設がどんどんどんどん先送りになっていくというのはどういう考えなのか、結局は事業そのものが当初予算で取っていても結局はやれなくて年度末になって削減しちゃうという、おろしっちゃうという、この姿勢というのはどういう考えから起こってくるのかね、やはり執行責任者としての考え方を私はまずお尋ねしておきたいと思うんです。

○議長(新関善三君) 町長。

○町長(古川道郎君) 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

1点目でありますけれども、全体的になるわけではありますが、当初予算で組んだものについては、24年度なら24年度の中で執行していくのが当然であります。その中において事業、また設計等も含めてその進捗状況によって本予算がすべて使われないというようなことが起きることもこれはご理解いただいていることだと思っております。そんなことの中で、とにかく予算は住民の要望に応え、また町としてやらなくちゃならないことを予算化して議会の議決をいただいておりますので、それをしっかりと執行していくのが我々の責任だと思っております。そんな中で、繰越明許費やなんかについてはそれぞれ事業の進捗が出てくるわけではありますが、今、議員お質しの議会の中で、いわゆる訂正の中であって、必ず直しやなんかが入ることについての

考え方ということでございますが、それらにつきましては、いろいろと議会の皆様方とも議論を含めながら、当該する案件等については、より理解を深めてやっていくというような考えを持っているところでございます。今般、その中にあっても議員お質しのようなことがあったんでありますが、そういうことのないように今後とも趣旨をしっかりと踏まえて予算編成に当たっていききたいと、そのように考えているところでございます。

また、今、庁舎建設についても、ようやく取り壊しが始まったところでございますが、更に基本構想についてもしっかりと議論すべきだというようなことも指摘をされているわけですが、そういったことも踏まえながら、今回この設計についてはもう一度おろして、そしてまた、改めてしっかりと基本構想を固めて取り組むべきだというような考えに立ったところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、今、議員お質しの件につきましては、今回も大型の補正を組むわけでありますけれども、これは緊急を要するもので組むのでありますが、そういったことはご理解いただいての質問だと思いますが、それ以外について、遅れたりなんだりしていることについて、我々もこの執行状況を毎月確認はしているところでございます。そのような遅れのないようにしていくことが予算執行に当たっては大事なことでありますので、十分今後とも心してやっていかなくちやならないと思っています。

なお、いろいろとそういった面での不手際等があって確認が遅れたりしておって進捗状況が滞ったりする。また、今大きな原発事故の除染に係る事業、あるいはまた事案に係わるいろんなことについての事業、あるいはまた地震による家屋の解体事業等々、非常に大きな事業、金額は細かくても入ってきております。そういったことについていろいろと進捗状況についての確認が遅れたりする面があることについては、我々も事業執行の上ではこれは大事なことであります。いろいろと指摘されることについては、真摯に受け止めておりますので、これからもそのようなことのないよう、今後とも十分気を配ってやっていかなくちやならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長(新関善三君) 14番 遠藤宗弘君。

○14番(遠藤宗弘君) 14番です。再質問させていただきたいと思うんです。

結局ね、この予算はきちんと責任を持って作っていくんだと、議会を招集したならば、その予算でちゃんと議会に説明をして承認をもらうんだという、きちっとした姿勢がないから、必ず補正予算や何かであとから訂正や何かが出てくるんだと思うんですよ。これはやはりこの中段で検討をして、そこでやはりお互いに全庁的に、だってこれだけの課長さんが揃っているわけですから、この中で必ず提案した予算書が書き換えなくちゃ議会の審議に付されないなどというようなことを毎回やっていたんではこれどうにもならないんじゃないかと私は思うんですよ。だから、今日なんかだって結局1時から始まるという議会が4時過ぎになる。これ全部当局の責任ですよ。そういうやり方はなんとしても改めてもらいたい。ましてや庁舎建設なんていうのは本当にみんなで一日も早く庁舎造って、公民館みんなで自由に使えるように早くしようじ

やないかということで当初予算で取っていたわけですよ。それがいまだに、これから検討するんだなんていうことを言われたんでは、取り壊しなんかだったら業者にさえ出せばすぐできるものがね、年度末になってから、それこそ雪降ってから取り壊しが始まるわけです。こういうやり方でやっていたんでは、これ恐らく繰越明許がどんどん出てくるわけですから、新年度予算に提案したとしても、じゃ、それが執行できるのかということが非常に心配になってくるわけですよ。議会で何とか予算を認めてくれよと言って出すわけですが、予算はじゃ認めますと。けども、実際は執行できませんでしたということが余りにも多すぎる。それに対してはどういうふうにお考えなんですか。

○議長(新関善三君) 町長。

○町長(古川道郎君) 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

内容等については、議員お質しのとおりであります。責任を持って予算を作っていくという意識をしっかりと確立して今後予算編成に当たっていく考えであります。特に今、ご指摘ありますように、新年度の予算についても、今回の24年度の事業についての繰越等が出てくることも当然予想されておりますので、そういったことも踏まえて実行可能な予算編成について責任を持った編成に当たっていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(新関善三君) 2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 大きなことと小さなことといろいろお聞きをしたいのですが、まず大きなことで、これ本当は1月に開かれる予定であった臨時議会が、当局の都合で2月の今日まで延びてしまって、時期を外れた予算の提案になっているわけですが、遅れたにしては、まず1点は、国の復興交付金の事業ありますよね。第5次復興1月22日締め切りということで載ってまして、過日、新聞にも各市町村が要望書を出したと、事業計画書を出したとなってるんですが、川俣町は私が見る限り載ってないんですけども、今般の補正予算の提案にもなにも載ってないんですが、この第5次の復興事業、この前はシャモの鶏舎6,000万出しましたけど、あれが唯一最初で最後で終わりなのか、これ申請をしたのか、しないのかというのと、国の復興事業に対しての町の取り組みはどうなっているのか。その辺お聞きをしたのがまず1点です。

それから、2つ目は、これまた過日の新聞に、日ピスさんが国の事業で利子補給かな、市町村が定める推進計画に基づいて利子補給が決定されまして、こういうふうに新聞に載っているんですが、私は議会でこの2年間ですね、いろいろ復興事業に取り組むべきだということで古川町長に再三言って、日ピスにも古川町長が行って来てくれたはずなんですけど、これ町が策定した推進計画に基づいてと新聞には載っているんですが、私も策定したことも聞いたことないし、どんな中身なのか分からないんですけど、その計画を町が作成したのか、その内容はどうなっているのか、そして町はその日ピスさんが進める復興事業に何ら関わり、財政上の負担とか、あるいは支援措置とか、そういったものは全く関係ないのかどうなのか、その辺2つ目大きくお聞きをしておきたいと思います。

それから、3つ目は、先ほど延々と続いた全員協議会でも、今同僚議員も質問しましたが、繰越明許費がざっと計算して60数億円に上る繰越明許になるであろうと、こういうふうに言われているわけですね。今般、この提案されている議案を認めれば、更に増えるわけですよ。私、よく分からないのでお聞きをしたいんですけど、繰越明許の残額出すのに、今年度支出分というのは前払金の40%計算しているわけですよ。これから出すものも含めて工期も実績も関係なく前払金40%というのは、支出できるものなのかどうなのか。よくゼロ国債とかとあるんですけども、そういうものを使って発注する場合は、前払金の請求は4月になってから以降請求してくださいというふうに入札の時に言うときあるんですね。これ国でも県でも市町村、市でもそうですけど、だから、その多分それは今発注しても実績が生じてこない、生じてこないから前払金の請求は4月以降でないと受付しませんよというふうなことを多分発注者側は言っているんだと私は解釈しているんですけど、そういったことは今回の、今般のですね、この補正予算に上げている凍上災とかいろいろあるんですけど、そういったものには関係なく全部その40%というのは工期も実績も関係なく全部払うんだということが可能なのかどうなのか。その辺ひとつご提示をいただきたいなというのが3つ目であります。

それから、4つ目ですけど、除染に係わっては113億5,000万かな、くらいの今の予定になっているわけでありましたが、今般の補正を含めてですね、これ交付金を国、県からもらうんだと思うんですけど、これの収納状況はどうなっているのか、それから繰越明許したときに、そのお金の流れ、国、県から来るお金の流れはどういうふうになってくるのか、その辺時期等を含めてご明示をいただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、役場庁舎の話ですけども、提案要旨の説明でも、財政課長の説明でも、なんで設計業務を落としたのかということ、方針が確定しないから方針確定したら基本設計出すんだということなんですよね。じゃ、その方針というのはいつ確定するのか、これが明示されないと、いつになっても結局設計発注できないわけですね、基本設計を。ですから、いつ方針が確定するのか。それに伴って役場庁舎の建築スケジュール、これはどうなっているのか。一般質問でも同僚議員、私は聞いたことはないけど、同僚議員、何回も早く早期に着工しろというふうに言っているわけですけど、今のままでは平成30年頃に役場庁舎できるんじゃないかなと思うんですね。先ほど示されたスケジュールを逆算して考えればですよ。そういうことなのかどうなのか、私分かりませんので、建築スケジュールはどうなるのか、いつ竣工の予定になるのか、役場庁舎が。それをご提示いただきたいなというように思います。

それから、精練なんですけど、これも補正予算、せっかく取ったのに、いつになっても発注しないんですが、まずいつ発注するのかと、工期はどのくらいになるのか、解体の工事が。あと跡地利用計画はどうなっているのか、その3つ。

それから、西部工業団地についてもこの業務委託発注するんだというんだけど、いつ発注するのか、造成工事の工期はどのくらいになるのか、造成工事完了した後の利

用の考え方はどうなっているのか、この3つ。

それから、中心市街地の計画の話であります、これも補正でとってまだ発注してないんだけど、この発注時期はいつなのか、全体工期はいつまでになるのか、それから全体の委託料はなんぼなのか、今年度予算額で105万9,000円だと言ってるんだけど、全体ではなんぼなんですか、全体でなんぼのうち105万9,000円なのか、24年度は。そして、この市街地再生計画で作る要点、あるいは重点プロジェクトとは何になってくるのか、これについてお知らせをいただきたいと思います。

それから、凍上災のことなんですけど、これは7月に査定を受けてですね、町で。9月で予算取って、そして今2月に補正して、これから出すという。すると7月の査定から考えると7か月もかかっているわけですよ。町がいうとおり発注したとしたってですよ。それも2月の今日議決したって、実際に入札して執行できるのは2月の20日以降でしょう、これ。金額からいったら2週間は最低おこななくちゃいけないんだから、業者指名したときに。これはもう3月にしか仕事できないでしょう。なんでこういうふうに遅れるのか、いろいろ資料はもらっているけれども、全然私には理解できないんですね。12月に事業費が確定したんだと、こういうふうな資料もあるんだけど、12月のいつ確定したんですか、何月何日に確定したんですか、事業ね、事業費。そしたら12月補正で取れたじゃないですか、補正予算で。そしたらば今頃発注できるじゃないですか。だから、いつ、12月の何日に事業費が確定したのか。それから、これは国庫負担金、国庫支出金が伸びているということは、事業費総体が伸びたということですよ。国が認めた補助対象事業。だとするとこれ起債は変更なくていいのかな。多分起債もあったはずだよ。この事業費。全く起債は見込まなかったんですか。たぶん起債見込めているはずですよ、66.7%の補助率なんだから、補助残に対して災害対策債ですか、つかっているはずですよ。ところが補助金だけ、国庫補助金だけ増やして起債のほうは増やしてないでしょう、今回のこの補正の提案をしたとき。これは認められなかったのかどうなのか、なんで起債のほうは関係ないのか、これをお聞きしておきます。

それから、3つ目は、補助対象が補助対象外まで一緒になったというんだけど、補助対象の路線の延長と、補助対象外の路線の延長はいくらになっているのか、それをお知らせいただきたい。以上です。

○議長(新関善三君) 町長。

○町長(古川道郎君) 2番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

本議案に提案しております案件についてだけ答弁をさせていただきたいと思います。

まず、大きなことの、大きなといいますか、復興の関係のこととございしますが、これについては今、考え方、議員お質しのとおりでありまして、私はその町で考えていることについては、どんどん今後出していくというようなことであります。先にシャモの鶏舎については、おかげさまで交付金事業に取り入れてもらったわけですが、あの件についてもなかなかその考え方といいますか、それについては厳しい状況がございました。しかし、最終的に国のほうに認めていただきまして復興交付

金を使わせていただくことになったわけでありますので、町として考えていることについて、こちらですべて整理してしまうんじゃなくて、考えることについては、いわれとおり網羅して上げていくというような姿勢でこれから復興交付金について取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長(新関善三君) 水道課長。

○建設水道課長(佐藤賢助君) 2番 高橋道弘議員の質問にお答えします。

まず、凍上災のほうで7月査定でもう7か月もかかっているのではないかというご質問でございますが、現地査定は7月31日でございます。9月に事業費を計上させていただいたわけですが、その事業費につきましては、9月で、その後にその県との協議の中で工法の変更をしたほうがいいのではないかとということで、9月に入りまして9月補正の後でございます。工法変更の検討に入ったわけでございます。12月に間に合わなかったのかというご質問であります。この工法変更の協議等、10月に、工法変更9月の議会後に変更始まりまして、できたのが協議を進めながら、事業費確定したのが12月と、12月の何日だというようなお話しなんですが、12月の補正に間に合わなかったのかということでございますが、県のほうに提出したのが10日でありまして、その数日前にまとまったというようなことでありまして、その12月補正には間に合わなかったの、計上しなかったということでございます。それで今回、計上させていただいたということでございます。

それから、補助対象の延長等はいくらなのかと、それから補助対象外の延長はいくらなのかというご質問でございますが、失礼しました。少々お待ちください。

大変失礼しました。補助の査定で認められた面積が、要するに幅員が違うので認められなかった、あの面積がですね、あの小手秋山のほうのところで593平方メートルがカットされて、認められなかったところでございます。それ以外、小手秋山で8,484平米、ああ、ごめんなさい。大変失礼しました。小神秋山です。小神秋山で認められなかったのが595平方メートルでございます。認められたのが小神秋山で8,484、それから小手秋山は1万794平方メートルでございます。その形で延長できているのではなくて、部分的なものでありますから、面積で認められたもの、認められない、補助対象の平方、面積と補助対象外の面積でございます。

○議長(新関善三君) 総務課長。

○総務課長(高橋清美君) 答弁申し上げます。

まず、庁舎の請負に対しては、本当に申し訳なくお詫び申し上げたいと思います。新庁舎の町の方針であります。24年10月に川俣町新庁舎建設検討委員会からの答申を受けまして、現在検討を重ねてまいっております。今年度中か25年の早い時期、4月頃までは決定をし、早期に設計を発注してまいりたいと考えてございます。スケジュールにつきましては、基本設計、実施設計が25年度中、26年の初めには建設工事にかかっていきたいというふうな予定でございます。27年度の12月、これまでは完成を予定をしておりますので、より良い庁舎と町民の利便性を考慮した建

築ということを考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(新関善三君) 企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) ご質問の1つには、前払金の関係でございますが、工期に関係なく4割は可能かということでございますけれども、これは前払金には、その前払いの目的ということがございまして、通常は例えば準備にかかる費用とか、後その使途についてどういうものかということに該当するものであれば、それは可能であると思いますが、ただ、工期が余り短い場合は、その4割というのはやはりよく調査して考慮する必要もあろうかと思えます。

また、精練の関係の発注とか跡地利用でございしますが、1つには、設計に委託につきまして今月発注をして、今の段階では5月くらいまでを見ております。その後解体を進めまして、それで3～4か月を見ております、ただあそこの土地そのものが例えば六価クロムとかフッ素とかということもございしますので、その土壌調査、例えば土壌調査の場合は予備調査をやって、それで問題なければそれで終わりますけれども、問題があれば本格的な調査をして、その結果によって土壌の入れ替えというふうな形もございします。その利用につきましては、これは昨年の12月の議会のほうでも申し上げておりますが、災害公営住宅等で考えてございます。

また、西部工業団地の関係の造成の関係の費用につきましては、ああ、スケジュールですか、西部工業団地の造成につきましては、これも開発許可を2月に発注しまして、25年度中の中でもそんなに遅くならない時期を見ておりますが、ただ、河川の協議とかいろいろ地形が変わった協議とかでの時間がかかる場合もございします。また、利用につきましては、国、県のほうへ要望という形で、これはいろんな各大臣が当町を訪れた時も含めて要望活動を展開しているところでございます。

また、凍上災の関係の起債につきましては、これは年度末ということで現在協議中でございます。以上で答弁いたします。

○議長(新関善三君) 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長(沢口 進君) 質問に答弁申し上げます。

ご質問の除染の部分でございしますが、交付金の使用状況についてのお質しでございしますが、町のほうで発注をして契約をしたものの40%の前払金の部分につきましては、収納してございます。あと、今後の支払い状況というか、支払いについてのお質しでございしますが、今、5つの地区の除染を今実施をしておりますが、1つの地区につきましては、今年度完了するだろうということで、今年度中には全額のお支払いができると。あと残りの4地区につきましては、今の状況では前払金40%を支払っているところでありまして、概ねまだ40%に満たないところ、またぎりぎりのところ等々もありますので、24年度分の支払いというのは今のところは発生をしないだろうと考えております。4地区の支払い等につきましては、4月以降の繰越を認めていただいたあとに、完成ができれば支払いという形で今考えているところであります。以上で答弁いたします。

○議長(新関善三君) 産業課長。

○産業課長(沢井一雄君) 議員ご質問の、中心市街地活性化基本計画策定の関係に関してまずご答弁させていただきます。市街地活性化推進の関係でございますが、これは第1回目、川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会としての会合を開きまして、委嘱状等をお渡しいたしまして、現在推進しているところでございます。基本的には先に作りました町の中心市街地活性化、そういったものの検証、そして新たにこれからどのような形でそれを進めていくか、展開していくか、そういったものに関しまして、その協議を進めている段階でございます。今年度中に委託業務といたしまして、その基本計画をやる業者さんのほうの選定をして、それを年度内にまとめまして、来年の11月を目途に国等に書類等の提出をするような形で行程を組んでおるところでございます。

あともう1点でございますが、先ほどご指摘ありました日ピス等に関しましては、ただいま資料を取り寄せておりますので、申し訳ございませんけれども、そのあとに資料が届いた段階でご答弁させていただきたいと思っております。

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 今、整理のため暫時休議いたします。 (午後5時17分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 再開いたします。 (午後5時35分)

◇

◇

◇

○議長(新関善三君) 答弁漏れ、建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤賢助君) 2番 高橋道弘議員の質問の中で、小手秋山線の補助対象外の面積漏れているということでございまして、39平方メートルでございます。

○議長(新関善三君) 産業課長。

○産業課長(沢井一雄君) 先ほどの答弁の中におきまして、川俣町の中心市街地活性化基本計画の策定の内容につきましてもう一度補足して説明申し上げたいと思っております。

まず、第1回の委員会を開きまして、その中におきまして基本計画の進め方のスケジュール等及び委託に関しましては、基本的には提案型のプロポーザル方式を採用したいと思っております。その選定委員等を確定いたしましたので、これから業者さんの募集をいたしまして、その中に提案されたものを審議会の中から5名の委員で選びまして、その中で決定をしまいいりまして、まずプロポーザルのほうで業者の選定に関しましては2月中から3月中に決めまして、審議というものは4月以降、今度は係長と補佐等によりますワーキンググループ等で、そういったものの内容、提案が出されたもの等を審議いたしまして、先ほど申しました11月を目途に提出できるような形に、10月をもって一応策定の計画としているところでございます。

続きまして、復興特区利子補給事業といたしましての内容の説明でございますが、先ほどありましたとおり、日本ピストンリングのほうで今回この特区によります利子補給事業を行いまして、借り入れ等をしたんでございますが、まずこれは川俣町の復興推進協議会というものを立ち上げまして、その中におきまして川俣町経由でこの金額等の補給を行うという形になりますので、川俣町復興推進計画というものの案を川

俣町で立てております。それを第1回の会議におきまして、出席者5名でございますが、全員の承認を得まして計画が承認され、それで計画書に基づきまして実施計画及び基本的にお金の借り入れ等のやつもあれを、提案したところでございます。日ピスの福島製造所におきましては、2年間で12億円の設備投資を行い、そのうち4億円の融資を受けるというような形で内容的には決定したものでございます。町からの持ち出しということでございますが、あくまでも町はその基本計画等々を通達するという形になりますので、町としての支出はございません。

以上、説明とさせていただきます。

○議長(新関善三君) 企画財政課長。

○企画財政課長(菅野浩市郎君) 中心市街地活性化の予算額でございますが、25年度につきましての予算額が528万3,000円で、総額で634万2,000円を見ております。また、先ほどの西部工業団地の造成の時期の関係でございますが、現在、復興局や、また経済産業省、また県の企業立地課とも良く協議をしているところでございますが、先ほども申し上げましたように、それぞれ国のほうにも要望書をそれぞれ出しているところでございますが、国の予算の特に復興事業に関する予算で対応できないかということで、今、和解部分も含めて協議を進めていっているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長(新関善三君) 2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 聞いてないこと、いっぱい答えてもらったんだけど、まずいちばん最初ね、復興事業をこれ町長ね、第5次まで申請してきましたよね。これ第何次まであるんですか、これは。5回受付して川俣町は1回しか出してないわけだ。1月22日も何も出してない。今、西部工業団地の話すると、そういうものになるように協議しているんですと、こういうわけでしょう。私、聞いたのは、いつ造成やるんですかと、来年、資料によればだよ。来年1年かけて委託してこの設計やるって言っているわけでしょう。来年だよ。来年1年かけて委託設計して開発の設計書を作るんだって言っているわけでしょう。開発許可までもらうんだと言っているわけでしょう。実際に造成やるのはその後なんだから、27年しかないですよ。26年か、26年の4月以降になっちゃうわけでしょう。だから、復興事業というのは、いつまで受付があるんですかというのをまず1点確認したい。

それから、復興事業に出す予定の事業というのは何あるんですかということなんです。何を予定しているんですか、川俣町は。町長だってなんだかしんにけど、タクティクスだのいろんな新年のあいさつとかで、スピーディにタイムリーに復興事業をやるんだと、こう言っているわけだけど、この2年間、我々全議員ですよ、いろんな審議しているけど、なんぼ予算認めたってタイムリーに、スピーディにやったことなんて1つもないわけじゃないですか。半年遅れ、1年遅れ、あるいは予算落としてしまうというふうな話になっちゃうわけでしょう。ですから、復興事業はいつまで申請受付があるのか、町としては今何を予定して、いつまで出そうとしているのか、具体論で聞くとみんないつだか分からないような話なんだけど、町長の説明をそこは責任

ある答弁をお願いしたいなと思っています。何日まで受付があるんですか。それから、町は何をそれに出そうとしているんですか、復興事業としてですね。

それから、2つ目の部分、日ピスの話なんだけど、私も産業委員会にずっと当選以来所属させてもらっているんですけども、こういった川俣町で復興推進協議会ができたとか、復興推進計画できたとか、1回もお聞きしたことないのね。新聞で見て、おっ、何か作ったんだと、こう思ったんですけど、こういったものは町の財政支出がないから全然議会は関係なく全部進めるんだということなんでしょうか、当局は。我々は新聞で読んで分かればいいんだと、こういうことなんでしょうか。なんで、いつできたのかね、この復興推進協議会、いつそしてその委員会開いてこの計画書が良いとか悪いとかという認定になったのかね、それもお聞かせいただきたいなと思うんです。なんで議会にはなんのお知らせがないのかも併せてお聞かせいただきたいなと思います。

あと、大きな3番目の前払金の話だけど、工期によってうんぬんかんぬんと訳の分からないことを言ってんだけど、そうではないでしょう。前払金とは、前払金制度はあるけど、実際に町はですよ、契約すれば40%は払い込むでしょう、銀行に。だけど、引き落としには実績がなかったら引き落としできないわけですね、業者さんのほうは、請け負った業者さんのほうは。分かりますか、40%払ったからといって40%べろっともらえるわけではないですよ、業者さんのほうは。実績だとかそういうものがあって初めて東日本保証かな、ほとんどの場合、川俣町のつけている。東日本保証さんがOKといった範囲内において初めて引き落としができるだけの話でしょう。そうすると、それはなんでかといったら、実績のないものに金は払わないからですよ。だから、実績が出てこないにもかかわらず、お金ってそういうふうに払えるんですかと、本当にそれで間違いないのかどうかはつきりご答弁をいただきたいと思うんですね。

それから、凍上災の関係なんだけど、先ほどの財政課長の話だと、災害対策債は年度末なんですよってでしょう。年度末だからはっきりしておかなくちゃいけないんじゃないですか。今年度確定した補助事業の起債分が、来年度認められるなんていうことはあり得ないでしょう。今年度なんですよ、あくまでも。だったらば、今年度の災害対策債の中で川俣町が事業費増えた分の何割充当するんだか私は知りませんが、当然その充当する部分も今回補正をすべきでないかと私は思うんですよ。国庫支出金だけ500万増やしましただけではなくて、災害対策債分も一緒に増えていくべきではないのかと、こういうふうに思うんです。

それから、今聞くとですね、補助対象の分が8,484に1万794だよ。町の町単分というのは620あるかないかだよ。これ。平方メートルでいうとね。ですよ。実際に補助対象であれ、補助対象外であれ、単価は同じなのかな、全部。一連に出すということは。トータルの予算額、1億2,558万9,850円、からとなっているわけですね、資料ではね。2路線合わせて。これの財源内訳というのはどうなってくるのかね、これもお知らせいただきたいと思うんです。実際に町単分に係わる

分はなんぼ、補助対象分はなんぼ、その内訳を是非お知らせをいただきたいなと思います。

それから、役場庁舎の話なんだけど、資料によればだよ、今の総務課長の答弁は、基本設計と実施設計を来年度発注するんだと、こう言ったんだよね。基本設計ないのに実施設計発注できるわけじゃないじゃないですか。基本設計はだよ、来年度いっぱいかけてやると資料なってんだね。ほとんどこれね。もらった資料によればそうだったと思うんだ、これ。26年3月までに基本設計はできますと、こういうふうに業務委託は発注したいという話になっているわけでしょう。基本設計ないのに実施設計を発注するわけじゃないじゃないですか。そうすると、さっきの答弁は、25年度中に基本設計と実施設計やって、26年度着工して27年の末には完成だと、こういうふうに言ったわけでしょう。土台最初から1年ずっこけているでしょう、だからそこはもう。基本設計ができてきて始めてその後実施設計をこれでいいかとまたも見直し出すわけじゃないですか。これ当たり前の話なんだ、どこだって。だったらば1年ずっこけるじゃないですか、28年度に。答弁に誤りはないのか、うそこいてんだかどうなんだか、はっきりしてください。もらった資料は基本設計は25年度にやる、26年3月まで作ると言ってんだから、実施設計来年度やりますなんていう話はないんですよ、どこにも。それを一緒にやるんだという答弁しているから私はおかしいんじゃないかというふうに思うんです。

それから、精練の話だけど、これから発注して3〜4か月で解体してと、こういう話でしょう、今年の5月に解体の設計ができてきて、そこから4か月くらいで解体しますと。跡地利用は災害復興住宅にしたいですというお話しでしたよね。これはさっき言いたいちばんでつかい話でいう復興事業にですよ、どういうふうに絡まってくるんですか。全く関係ない話なんですかということですよ。

あと、西部工業団地は、さっきの答弁、さっき前段でも言ったけど、造成はいつやんですかと。造成はいつやんですか。いつやると決まってるから復興事業だって申請できんだぞい。いつやんだか分からないんだけど、これやっちんだけど、国で交付金ください、交付金くださいなんて言たって誰も交付金はくれないじゃないですか。いつやりますと決まっているから、国はじゃ、交付金事業にあげっか、いや、それはそうじゃなくて利子補給だけですとか、あるいは工業団地としての経済産業省の既存の補助事業でやってくださいとか、そういう協議になるわけじゃないですか。いつ作るんだかわかんねえ、何やんだかわかんねえのに、補助金の採択なんかなりっこないじゃないですか。だから造成はいつやるんですかと私、聞いているの。それを復興事業に上げるんなら上げるべし、上げんだらば上げてだめだったら違う試算が次に出てくるわけじゃないですか。来年1年かけて開発許可もらおうと言ってんだから、造成工事はその後でしょう。いつやるんですかと私は聞いているんです、造成工事ね。

それから、プロポーザルの話で、なんだその市街地再生化検討委員会が、プロポーザルやると言うんだけど、これらが5人選んでなんか委員会もできたそうなんだけど、それも聞いたことないんだけど、私たち。ほんじゃ、いつできて、誰がメンバーで、

誰が審査するんですか、そのプロポーザルの審査。それで今年度の105万9,000円の支出先というのは、じゃ、どこに払うんですか、これ。普通、プロポーザルやるときは、プロポーザルに応募した業者にも払うわけであります。そのために105万9,000円なのか、審査委員のための費用弁償のための105万9,000円なのか、この支出の明細、25年、来年度も同じですよ。トータルで634万2,000円かかると言ってるんだから。そのお金は誰に払う金なんですか。だって、委員会の報酬なんて私、議会で審議した記憶ないんだけど、どこに載ってるんだか、提案されたことないと思うんだ、私の記憶ではその市街地活性化対策委員会の委員報酬でプロポーザルの審査してもらってからどうのこうのなんていう話はないんで、どういうメンバーでいつ発足して始まった話なのか、そして105万9,000円の支出の内訳はどういうふうになるのか、そこをお知らせいただきたいなというふうに思います。

それから、除染の話ですけどね、40%分の前払金を収納しますということなんですけども、来年ですよ、例えば7月までかかるとして、完成した後に金を払うとなれば、8月か9月になりますよね。精算時期は。精算上。113億5,000万円で、そのうち繰越しするのが62億6,400万だというこういう資料になっているわけですよ。その62億6,400万円は、精算になるまでは一切支出がないとすれば、今請け負っている業者さんが、その支払いに耐えるだけの財務体質があるのかどうか私は分かりませんが、通常はだから中間払いというのが出てくるんだと思うんですけれども、そういったことは全く考えないで精算払いまでいくんですかと。国県はその精算が終わるまでは残りの金は一切よこさないんですか。そのよこすのを待って払うとすれば、8月、9月の話になるんです。そこまでに新規ですよ、来年度分発注もあるわけですよ。事業量も増えるし、金がさもふえっぴし、どんどんいったらば、なんですかね、表現は悪いですけども、お金は帳簿上回っているんだけど、原資がなくて動けないと、動かないというふうな事態も発生する恐れがあるんで、その辺は前から、発注するときから私いってるはずなんですけど、その辺はどういうふうな考えになっているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長(新関善三君) 順番がばらばらに返答しますと、どこでどうだか分かりませんので、質問の先のほうから返答をいただきたい思います。町長。

○町長(古川道郎君) (前段不明) 出ているわけでありましたが、これはあの国のほうでは県のほうに基金を作るということをやっておりますので、24年、25年度での終わるという考えがないと思っております。今日の内容では、こういった具体的な事業について上がっておりませんので、私の手もとに詳しい資料は持っておりません。考え方について申し述べさせていただきますが、現在考えている、町じゃ、ほんじゃ、町長何か作ることはないのかということであります。それについては前に申し上げましたが、復興住宅については復興交付金を使わせていただきたいということで今やっております。また、工業団地の開発についても、復興交付金事業に該当させてくれというようなことでやっておりますし、これから新年度の予算、今これ査定になるんですが、その中でも復興交付金に該当するのは全部整理して、復興交付金に上げ

ようというようなことをやっておりますので、3月の議会には復興交付金としての対象と上げるものについては議会のほうにもこういう内容だということの報告をさせていただきたいと思っています。議員お質しのとおり、上げもしないでやってくれとはいかないとは私もそう思っておりますので、これもしっかりと上げて、そしてそれでだめならまた次のこととを考えていかないと、確かに事業は進みませんので、そのような考えの下に上げることは上げる、そしてそれがだめならだめでまた次のを考えるとということをやっていくのが、スピード感を持ったということの指摘のとおりありますので、私も今年度はそのような考えの下に予算編成についても取り組む考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 先ほどの市街地活性化の、あつ、失礼しました。

前払金の40%でございますが、これは町のほうで契約をして、前払金支払い前にその保証内容を確認してからの支払いというふうになっております。

あと西部の造成時期の関係でございますけれども、これは国、県等へ、またそれぞれ国のほうにも県のほうにも要望書という形でいろいろ要望をたくさんしておりますので、そういった要望を踏まえながら、例えば復興の事業の中でやはりそういったもので造成まで着手できるようにしてほしいということでの要望をしておりますので、そういった中身がある程度具体的になった段階での造成ということで考えております。

その中身について、先ほども町長のほうからもありましたけれども、今回は今までよりもその復興の予算ですか、を使いやすくしたいというふうな考えが政府のほうでもあるようでございますので、そういったことで具体的なことも含めて再三ですね、今要望しているところでございます。以上でございます。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 先ほどの復興特別支援のための融資でございますが、これは基本的に日本施策投資銀行、こちらの公募の関係で融資という内容になります。それに伴います内容といたしまして、各自治体、市町村のほうから復興計画というものを上げまして、その承認を川俣町の復興計画推進計画案というもの、計画というものを立てまして、それをもって承認されるという1つの貸付の流れがございますので、それに関して今回やったことでございまして、1月21日に会議を開き、この計画書と、あと出席者の同意を得たわけでありまして。出席者でございますが、株式会社日本施策投資銀行の方、あとは株式会社東邦銀行、株式会社日ピス福島製造所、あとは福島県北地方振興局企画商工部でございます。あとは川俣町ということの一応5関係で協議をさせていただき、先ほど言いました復興の支援関係の内容を承認いたしましたので、申し訳ございませんが、議会のほうにはご説明なく、こういった1つの事務の流れの中でご報告させていただきました。ご理解を賜りたいと思います。

あと、中心市街地活性化に関しましての今あのプロポーザルのメンバーでございますが、委員名に関しまして今、確認させていただいてますので、後ほど答弁させていただきます。

○議長（新関善三君） 凍上災害、財源内訳。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 2番 高橋議員のご質問の財源1億2,458万9,000円の財源内訳ということでございますが、概数でございますが、小神秋山線で補助対象分が4,181万9,000円、それから補助対象外が320万円で4,501万9,000円、それから小手秋山線が補助対象分が5,676万5,000円、補助対象外が20万円で5,696万5,000円、合計が1億1,984万4,000円、補助対象外が2,260万5,000円、合計1億2,458万9,000円というような財源内訳になります。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 精練と復興事業の関わりということでございますが、災害公営住宅と復興事業等の関わりがございますので、その第5次、先日の申請には間に合わなかったわけでございますが、この次の申請に向けて今、進めているところでございます。

あと起債の関係で先ほども申し上げましたが、起債に該当するようにということで協議をしておりますが、まだそれに該当することでの連絡はございません。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

除染の関係でございますが、精算払いというようなことの部分になると大変途中で困るだろうというようなことのお話の部分で中間払いのお話でございましたが、中間払いについては、町のほうでは考えて中間払いの支出についてはやっていくという考えであります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 川俣町の中心市街地活性化基本計画策定委員でございますが、策定委員は前回の計画と基本的には同じでございますが、商工業の振興委員、異業種交流会、商工会、商工会青年部、商工会女性部、まちづくり川俣、学識経験者、住民代表、その他町長が定めるものと、あとは町が任命しましたのは副町長、総務課長、企画財政課長、建設水道課長、産業課長、原子力災害対策課長のメンバーでございます。これで策定委員になります。

先ほど言いましたプロポーザルの審議委員として5名でございますが、商工会会長の青木博一様、副会長の菅田幸男様、あとはまちづくり川俣の昆邦男様、そのほか学識経験者として福大からのご推薦をいただきました川崎興太先生でございます。そしてもう1人は、住民代表という形で高橋文雄さん、以上5名の方がプロポーザル関係の審査委員になっております。第1回目の会議が1月31日に開催いたしましたところでございますが、これでこの委員メンバー、あとは今後の会議等は先ほどお話ししましたとおり、ここの場で決めさせていただきました。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 市街地活性化基本計画の105万9,000円の支出

先は、今の委託業者が決まれば委託業者となります。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、基本設計が終了したあと、実施設計に入るべきだということとは承知しておりますが、今回、基本設計と実施設計を兼ねた委託料ということで上げてございました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 2番 高橋議員の質問、1億2,458万9,000円の財源内訳でございますが、国庫補助金が6,802万4,000円、それから地方債が4,030万円、それから一般財源が1,636万5,000円で1億2,458万9,000円、以上でございます。

○議長（新関善三君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あの町長ない、再三その一般質問でも同僚議員もいろいろ言ってるけども、ハード事業というか、事業を進めるうえで財政課長も分かってないんだと思うんだけど、おれはね。物事がこちらのほうできっちりと確定してない限りは、復興事業であれ何であれですよ、採択になるわけじゃないじゃないですか。なんぼ要望書を上げたって、ここの西部工業団地やりたいから、ひとつ国庫事業にしてくださいと言ったって、じゃ、幾らかかるのか、何平米あるのか、いつやるのか、そういうことがあってはじめて、じゃ、審査というのが入るわけでしょう。凍上災見てみたら明らかじゃないですか。ここの場所をやりたいと、舗装壊れたから小神秋山線やりたい、小手秋山線やりたいと。じゃ、どこぼっこちんだいと、ここまですと申請して、それに対して査定が来て、ここまですしか認めらんによと、あとは町費でやっせよといわっちなるわけでしょう。おらほの舗装はない、凍結してあちこちぼっこちんだから補助事業で認めてくんにかいなんて要望書出したって、ああ、ほうかいといわっち終わりじゃないですか。おらほでない、復興事業をやっちんだけど、何かやっちんだと言ったら、ああ、ほうかいでがんばっせと言われるだけじゃないですか。それを同じことを2年間やっているわけでしょう、うちの町は。だから精練のことだってだよ、復興事業に解体した後どうのこうのと言ってるわけでしょう。だったらばどれだけの事業費あるのか、解体の話だけしているけども、ほんじゃ、あそこに災害復興住宅を造るには、どれだけの費用がかかって、そういう造成工事が必要で、どれだけの費用がかかる。取付道路どうしなんね、排水路どうしなんね、あそこには国有地の水路もはしって、国有地じゃねえかい、町有地の導水路も走っている。その水路どうするのか。排河川もある。排河川もどうするのか。全部のトータルプランを作らない限り採択になんかなりっこないじゃないですか。あるいは河川道路との管理道路との関連をどうするのか、そういうことをやるための予算なんかどこにもないわけでしょう、これ。この次は申請したいんです、3月議会には上げたいですといったって、西部工業団地もいつ造成するかは明言しない、精練のところだってほんじゃなんぼかかるなんていう予算は解体の予算さえ発注してないのに、これからの事業費の予算なんかどこにも

ないじゃないですか。申請することできっこないじゃないですか。だから2年も3年もこうやって黙っているようになるんじゃないですか。サンワだってあんた、こだ真冬にですよ、6,000万発注して、ベタコンのあんなシャモの鶏舎作りなさいといわれたって、こだ真冬にあんた、養生するにのコンクリート何日かかりますか。そういうそのタイムリーだなんて町長いくら言ったってタイムリーでなくばっかりやっているわけだ。中身ないわけよ。だから、その復興事業を出すんだというならば、明確にですよ、そのための予算措置しなくちゃいけないでしょうというのが。だったら、今上げなかったら3月議会に上げて来年度予算でその予算取って始まるんだなんて言ったって、もう来年は復興事業は申請できないということなんだよ。分かってますか。たかだか200億の予算なんていったって、福島県の被災町村で割り算してみなさいよ。何億しか残らないじゃないですか。そういうことを考えたら一日でも一歩でも早く他の町村よりも先に具体的な事業を提案して、そして予算を獲得して一日も早く復興が目に見えるように町民に示していくと、こういうことをやんなくちゃいけないわけでしょう。それが口だけで全然進まないから細かく私は質問せざるを得ないわけよ。だから、町長ない、ほんじゃ、精練のところ、西部工業団地、臨時議会でも何でもやってちゃんと前に進めるようにするんですか、これ。どうすんですか、具体的に聞きたいんですよ。

それから、もう1つ、いろんな計画ね、我々が知らないことでは民間ベースでやんなんねことは進むんだよ、そういうふうに。なんでかといったら、向こうは締め切りがあるからですよ、日ピスさんだってなんだって。政策投資銀行だのなんだのが実際の融資機関だから、政策投資銀行が、いつまで出さないとだめだよというから、日ピスさんはそれに合わせて進むわけでしょう。ファンズさんが今中丁やってるものと同じでしょう、4分の3補助事業だって。民間ベースのは着々着々と進んでいて、町が責任を持ってやんないねことは遅々として進まない。この現状をどう考えるかということですよ。そして、そのことの情報、我々にもよこさない、全然ね。議会には。町が財源出資しないから関係ないという話じゃないでしょう。町全体としてどういうふうにやっていくのか、だから復興計画の3月5日に作ったものだって1回も見直さないで、その復興計画と今日ピスさんがやってることだとか、市街地だとか、どういうふうに関連があってどういうふうに整合性にとって、どこでほんじゃ司令塔になってやってんですかと、全然分かんないじゃないですか。そういうことでは困るんじゃないですかということですよ。

あとね、前払金の話は、私は払うなと言ってんじゃないんだよ。払うべきものは中間払いだってなんだって適切に払ってやんなくちゃいけないですよ、それは。けど、なんにも実績ないのに前払金40%払うというのはおかしい話でしょう、逆の言い方すれば。だから、例としていったびしたというの。ゼロ国債でなんだつってやったときは、4月になんねえと、新年度に入らない限り予算執行ができない場合は前払金制度があったって、それは4月になってからしか請求しかできませんよということを条件に付して入札をやっている場合だってあるんですよというの、いっぱい。そういう

ことをちゃんと精査して勉強した上でやってらっしゃるのかということですよ。やっちゃってから、あれ間違ってるの、つっぺったのといったってしょうないわけだかんない。だからそこはちゃんと明確に分かる範囲、分かる範囲でなくて分かって執行してください。分かって。そのことを言うておきたいと思います。

あとね、災害の起債の話、その凍上災、さっき建設課長言ったとおりでしょう。6,800万は補助金だけど、国庫支出金だけど、4,000万は災害対策債使うって載ってるわけでしょう。1,636万5,000円のこの町費ない、これ災害対策債で認められれば1,000万になるか、ぐっと減るじゃないですか。先ほどの全協の例で言えばだよ。いいかい、財政課長言ったのは。いいかい、精練の解体工事は1,361万7,000円あるけれども、実際は今850万だ。西部工業団地は4,200万予算取っているけども、3,200万ですとこう説明しているわけですよ。これ合わせて1,500万浮くんだよ。こっちでまた災害対策債認められれば500万浮くんだか1,000万だか浮くじゃないですか。そうやっていって最終的にいつも3月で専決補正だと言って何億円も落として、財調9億7,000万ですなんてさっき報告してっけど、決算書見てみると15億だの14億だというでたらめ予算作っているんじゃないですか。そういうことは財政法上おかしいでしょうと私言いたい。だから落とすべきもの落とさないで、申請してはっきりさせればいいけど、はっきりしないで予算措置をしたり、あるいは事業計画をしっかり作らないうちに予算措置をして、9月に予算取ったのはなんのためなのかな、ほんじゃ。凍上災の。なにも今取れば良かったんじゃないですか。9月に予算措置なんかしてっことないじゃないですか、実際に発注しないんだから、7か月も。なんのためにほんじゃ、9月議会で予算取ったのかということですよ。それもお答えいただきたい。やんねんならばやる時に取るの当たり前でしょう、予算というのは。やるために予算措置はするんだから、落とすための予算措置したりしてるんではねえんだから。見せかけ予算はやめてくださいと何回も言うてるわけでしょう。だったら見せかけでないように落とすべきものは落としていったらいいじゃないですか、今回の役場みたいにできねんならば。精練と西部工業団地で一千何百万も浮いているというのが明らかなんだよ、もう。なんでその浮いてるものを落とさないんですかということ。そこも理由、ちゃんと言ってください。3回しかできないと言うからいつも3回で終わるしかねえんだけど、要は議会ごとに口丸めてうまいこと言ったって、当局は予算を取ったり、提案をしたとおりやってないから批判があるということですよ。本当にやる気があんならスケジュールなんていうのはどこ聞かれたってパァパァッと答えられるはずですよ。やる気がないからスケジュールがないんですよ。執行時期も言えないんですよ。造成時期だって。町長、分かってますか。今のやり方では一円も来ないというの、金が。国から。200億ばかりの復興基金なんてあつという間になくなりますよというの。そこのところを肝に銘じてきちんと答弁してもらっていったことはやってくださいということですよ。町長の絶対ね、この信用できる答弁してくださいよ。口だけではだめですよ。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

まず 1 点目であります、確定してから何をやるかということを引きちと決めないで言ったって何もならない、そのとおりであります。その辺はしっかりと今後決めて取り組むということにしていきたいと思います。

現在の状況であります、西部工業団地につきましても、要望活動の中には造成費にかかる予算等については計上しておりますけれども、いつまでやるということについてのやつを明確に出してですね、それでやっていくべきだというようなことで考えております。ただいま復興交付金について、とにかく町のほうにそれを事業に該当して、させたいというようなことでの要望しておりますが、いつまでということについてのやつもまた明確にしてですね、それを進めていきたいと思います。

また、精練の跡地につきましても、財政課長のほうからも答弁しているとおりでありますけれども、これらについても具体的なその事業の内容等も含めて、前にも議会のほうには復興住宅も含め、先ほど財政課長が答弁したような内容のことでもありますので、それらについては事業の該当するもの、いろいろあるかと思いますが、まずはとにかく出してやるということが大事でありますので、そういったことも含めて進めたいと思います。

なお、シャモについても大変遅れているというような指摘もあったわけですが、これらにつきましても復興交付金を活用したいというようなことで申請を出したわけですが、川俣シャモにつきましても、全く安全な肉質ですが、6 ベクレルが出たということで、それを廃棄処分するんだと。そんな中で農家の皆さん方がシャモの運動場を作りたいというようなことでやったわけですが、その非常にですね、その風評被害といいますか、実質的にシャモの今の飼い方では、その肉の被害が大きいと、シャモは何百ベクレルになってんだということの大変だということであれば、すぐ作るんだそうですが、そのようなことでないわけですから、川俣シャモが汚染されて大変なんだということになると風評被害になりますし、そうでない中で川俣シャモをしっかりと育成するために、その作るということについての理屈づけが、具体的にいうとなかなかその通らない面もあったわけでありまして、おかげさまでご支援をいただきながらやった結果、造られたということでもありますので、その経過については本当にかかっていることも事実ですが、それについてはぶん投げておいたんじゃないかと、しょっちゅう、県、国のほうとも重ね、また復興局のほうにも申し上げて、事業対象になるようにやってきた結果が、あのようなことになったわけでもありますので、ご理解いただきたいと思います。決してぶん投げておいてやるということではなかったことについてのご理解をいただきたいと思います。

また、この復興交付金の取り組みについては、議員お質しのとおりであります。我々も明確にその目標を持ってやっていくということにならないと通らない。シャモもそうでありました。それを明確に持っていったおかげで建ったということでもありますので、これからそういうことも肝に銘じて進めていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。6番。

前払金の答弁漏れ。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 前払金の関係でございますが、やはり議員からもお質
しございましたけれども、ただ機械的にということではなく、よく中身を確認をしな
がら対応すべきものと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

はい、黒沢敏雄君。

ああ、失礼しました。先に6番指名しましたんで、ここで訂正し、6番議員 菅野
清一君。

（答弁漏れ）という声あり

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 大変失礼しました。繰越事業の関係の前払金でござい
ますが、これはよく勉強してですね、対応してまいりたいと思います。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これから勉強されるんでは困るんだけど、この臨時議会やる度に
空しくなるんですが、町長ね。あなたは、いいですか、町長。こっち向いて。さっき
もそうだし、その前の臨時議会も12月議会も9月議会もタイムリーに、スピーディ
と言ってんだけど、実際この主な事業のスケジュール見たって、全部これ先送りです
よね。現実今日この議題の3つあるうち2つは、避難区域に対すること、決まってい
るようなことだけであって、この3つ目の補正予算にしたって、これずっと前のがな
これ、ずっと繰り越ししてて、実際できるんですかと。だからさっき総務課長に言っ
たとおり、この庁舎建築にしても26年度着工、27年完成なんてできると思えませ
んよ、これ。先ほどから同僚議員から、より具体的な質問しているわけですよ。そ
れだって今のようなこれから勉強するという有様ですから、基本的にですね、町長、
いいですか。特に私の場合、自分の家に住めなくさせられている状況で考えたら、こ
れ許し難いものですよ。今までの話だって。いいですか。一昨年の4月22日に避難
区域にしたって、これは国がしたんじゃないですよ。国は市町村にまではやるけれど
も、市町村から以上は首長の判断で避難させてんですよ。原子力災害対策特別法の第
20条の3項で出しているわけです。これは認識ありますよね。そういう中で現実に
この具体的にその対策もとられず一連の解体工事を含めてずっと先送りになってて、
さっきから基本どおりやると、設計どおりやると言ってんだけど、実際はできないわ
けですよ、これね。ずっと先送りになっているわけですから、これ町長、多分この
認識があるのかどうか分からないですが、これだけ先送りになって進まない原因とい
うのは町長はなんだと考えてますか。

あともう1つは、復興復興といいますが、復興という定義はなんですか。この2つ
お答えください。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁いたします。

先ほども答弁で申し上げましたけれども、いろいろ予算要望いたしますし、決まったがんで出しているんですが、その中での町のほうの考え方、議会の皆さんと協議し、それに基づいて国、県の方との話の中ではなかなか相容れない部分もあるわけであります。そんな中での時間がかかることも、これはご理解いただきたいと思っております。また、この復興も同じでありまして、そういうようなことで先ほど2番議員から肝に銘じてやれというようなことの質問ありましたが、そのようなことで私も肝に銘じてやっているところでございます。しかし、今スピード感を持ってやりたい、やるというようなことについては、大事なことでありますので、議員お質しのよう、その残っている事業があります。それについてどうするのかと、それは新年度の予算編成の中でも十分日程的なもの、又はスケジュール的なもの、行政課題等しっかり見極めて予算編成に当たっていく考えでおりますので、この遅れている繰越なる事業が、それ以上遅れることのないように取り組むための工夫をしていきたいと思っております。以上で答弁いたします。

○6番(菅野清一君) 遅れた原因は何ですかと聞いているんだよ。原因と復興の定義はなんですかと聞いているんです。

○議長(新関善三君) 町長。

○町長(古川道郎君) 今の災害復旧のやつですね、これは元に戻す、生活が壊れているものを元に直すと言うことが私は生活を再建することいちばん復興の柱だと思っております。

○議長(新関善三君) 6番。

○6番(菅野清一君) 基本的にこれ進まないのは、これは誰がどう考えたってマンパワーでやるしかないわけですから、圧倒的に私は職員の数が足りないんだと思います。むしろそれだけの能力も問題、もちろんありますけども、具体的にいいですか、これからだって現職の中でも自然減で退職する方も何人も予定されているわけですね。具体的にじゃこれを全部消化するためにはどれほどの人数をこれから補強してできると思っているのか。

もう1つの復興の話ですよ。復興というのは元に戻すだけが復興ではないですよ。例えば実際ですよ、例えば山木屋地区実際に例を見たってですよ、よそのほうから比べると全然違うわけですよ。浜通りみたいに。全く役場ごと、職員ごと全員が避難しているということは、役場機能が残って、人口でいえば1割もないから構わないんだという方針ならそれはそれでいいんですけど、現実には先ほど言ったね、精練の跡地の復興住宅と言いますけど、これどこの町村が入る予定になっているかは私は聞いてませんけれども、現実には帰れないと言っている人がそういう人がいっぱいいるわけです。帰ってそこで仕事をしたいという人がいるわけです。両方が立ちいくような方法をとらざるを得ないわけですね。具体的にまだ何も方策も出てないし、そしたら当然あれから2年になるわけですから、当然補正予算にだって具体的な内容が入っていないはずですよ。しかしながら、現実には復興庁がいつまで予算を受付するんだか私、聞いてないから分かりませんが、政権替わった替わったといっても冠1つ増えただけで

中身は同じですよ。それぞれ3つ別々あるということは。そういう点ではじゃ具体的にどうしようとしているのか、いつの段階でそういう予算も出すのか。前のがなこんなに詰まってる状態で私はできるとは思えないんですよ。その辺の認識についてお尋ねします。

○議長(新関善三君) 町長。

○町長(古川道郎君) 6番 菅野清一議員の質問に答弁いたします。

マンパワーが足りないんじゃないかというようなご質問であります。そのようなことについても町のほうとしてはしっかりととらえて、今回も退職者も出ておりますので、それに見合ったまずは基本的には人を採用して不足のないようにしていきたいと考えております。

加えてもう1つは、これは財政人事配置計画も大事でありますので、そういった意味では人材の前倒しと言いますか、採用を今やっているんであります。中途採用で即戦力と言いますか、そういうような方についても募集することを現在考えているところでございます。

また、国、県のほうも人的な支援をするというような約束になっているんですが、確固たるものが出ていない中で、今県からは1名が常駐してきております。また、国のほうからは3か月ということでもありますけれども、3か月ではとても足りないんで、1年間という中での腰を落着けた中での仕事をしていただくような人材の配置をお願いしたいということで、これも今年度ということで要望をしておりますが、これらについても具体的に今話し合いに入ったところでございます。

また、他の市町村からの支援体制についても、これは都道府県、全国の組織の中でも福島被災地支援ということでの人材派遣についての取り組みをしておりますので、そういった方の中にも申し込みをしておりますし、また、今現在も青森市、日進市から来ていただいておりますが、そういった中での連携をとりながら、また人材の派遣をお願いするというようなことも含めて、いろいろとマンパワーについての充実を図っていかないと、議員お質しのとおり仕事が進まない面もあると私も認識しておりますので、その辺は新年度の中で対応してまいりたいと考えております。

また、復興についてでございますが、復興住宅につきましても、山木屋の皆さん方にも復興住宅についてのアンケートの中では、今議員お質しのようなことがありました。それに対応するためには、復興住宅の建設が必要だと思いますので、それらの跡地については、前に議会のほうにも説明を申し上げた経緯がありますが、ただ、それで終わるのではなくて、具体的に日程等も含めてやるというような考えでおりまして、現在、その精練跡地について造る住宅等についても考え方をまとめながら、この復興交付金を使えるようにしていくと、そんな考えでおりますが、その前にアンケート意向調査をやりましたけれども、復興住宅でありますから、住宅の需要のアンケートもやらなくちゃならないということが出てきまして、山木屋の皆さん方に復興住宅にかかるその意向調査をすることにいたして、今月中にその考えをまとめてお諮りをしたいと思っているところでございます。そんなことで、これが手続上どうしても必

要だということがありますから、その需要についても把握をして取り組むというようなことの考えの下に今進めているところでございます。今、質問にありましたいちばん大事なことは、マンパワーについてのことでありますので、そのようなことを考えて充実して、適切な配置をして事業の適切な執行に当たっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あの町長ね、単純に復興、復興とただの2文字では解決できないんですよ。既に天国に召された方もいらっしゃるし、1回忌、2回忌、3回忌を迎える人も出てくるんですよ、現実には。いいですか。復興とかそんな単純なことじゃないですよ。生活再建をどうするかという、今の急務なんですよ。たとえ山木屋の人間だって昭和30年に川俣に合併して以来、川俣町の住民なんですから。そこは町長、認識あるんですよ。最近町長になったんですから、そんな古くなっているわけではないんですから。つまり、いいですか、生活再建のために復興住宅なんてそれは一部の話ですよ。具体的に。アンケート調査のあの最後のまとめれば分かるでしょう、何を望んでいるか。戻りたい、そこで住みたいというのはみんな同じです。そんなこと。じゃ、現実にはそれが今できるのかといたら、今、アブラムシの生態系に異常が出たとか、セイタカワダチ草に異常が出ているとか、そういう健康不安までどんどん出ている状況の中で、今どうしようかというような現状ですよ、現実には。賠償1つを見たってとんでもない話ですよ。そうでなかったらあんな30人も50人もADRに120億も200億も請求するわけじゃないじゃないですか。少なくともその人たちすべて含めて生活再建をしなければならない今立場にあるわけですよ。あなたはね。そういう意味では先ほどあったように、復興予算もこれからやるんだということです。じゃ、具体的にそれはいつからいつまでその復興予算を国は受付するという、この前なんか副大臣だか何大臣だか知らないが、会ったようなんで、では具体的にどういう要求して、要望してどういう面接をしたったのか、そのことをきちんと明確にしてもらわないと、毎回毎回臨時議会やって除染がらみの費用取ったってなんにも進まない、基本的に除染といたって国がやるんだと、最終的には行政区長におつつけて仮置き場見つけろなんてやっているのが現実じゃないですか。これが今のおれから言わせれば能なし政府の実態ですよ、現実には。はっきり言いますけど。たまには被災者の立場に立って発言しませんか、町長。そこの首長として。具体的に生活再建も含めた総合的な要求はいつの時点で国に要望するんですか。具体的な中身も含めて。いつまであの仮設で横たわっていればいいんですか。この見通しについてお尋ねします。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

まず、今、山木屋の復興に向かった取り組みは、除染のことを徹底してやるということでありまして。今、議員お質しのとおり、遅れております。しかし、遅れていると遅れるばかりになりますので、問題は仮置き場の問題に派生したわけですが、これらについても地元の皆さんにも協力をお願いして今回取り組むことで今、行

政区長の皆さん方との話し合いを詰めているんでありますが、ひとつそういったことで大事な除染については、24年、25年でやるということでもあります。しかし、今の状況でいえば24年度分が1年遅れるわけですから、25年に全部除染ということになります。その結果についてもまた検証しなければなりませんので、その除染についても、ただしっかりとやるのが前提でありますから、それをまずやってもらうということがいちばんだと思っております。そして区域の再編、また補償賠償もございます。賠償問題につきましても、あるいは再編につきましても再編に当たってはどのようなメリットがあるのかということについて、また賠償問題どうなのかということも、これもまた住民の皆さんも聞いてない方がたくさんいるわけでありますので、勉強会なりを通じてその辺も十分に国のほうからしていただかないと、我々の段階だけでは説明が十分行き渡らない面がありますから、そのようなことを考えなくちゃならないと今、思っておりますし、また、今議員お質しのとおり、仮設にいつまで置くんだということでもあります。仮設に行ってみますと、大変2年もなっております。大変不自由な生活を強いられていることは、実際として我々も感じるわけありますので、このままいつまでも仮設という生活にはいかないと私どもも思っております。そんな中で復興住宅等についての要望も言われておりますし、また、その区域再編見直しに当たってのいつまで町長帰すんだというようなこともございます。そういったことについても帰す時期等について私が明言する、まだ段階になっておりませんが、まずはその再編をしてそれでやれるもの、インフラ整備やなんかも同時進行でやっていかないとスピード感は持てないと思いますので、一つ終わってから、終わってからとはいかないと思っておりますから、これは重複になることはいっぱいあるかと思いますが、併せて取り組んでいくことが生活再編に向かったスピード感を持ったやり方だと思っておりますので、議員にもその辺もご理解いただきながら、避難されている議員でありますので、いろんな実情をお話しいただいて、共にその復帰に向けた取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。その避難されている皆さん方の苦労についての思い、同じ思いであります。そんなこと言っただけと言われる面も多々あるかと思いますが、そういう気持ちをしっかりと胸に持って、これを肝に銘じて取り組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ありませんか。9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 庁舎の問題は、本来であれば26年度末までにやりたいという話だったですね、町は。町はできないと思って27度末にはできるでしょうというふうに町民の方には申しておりました。サバ読んで先にそう言ってましたから。ただね、それは間違いなくやってもらいたいんですが、今の場所に建てるというときに、あの周辺の土地も買収する気持ちがあるのかどうか。今の状況では駐車場もなにも少ないし、そういうようなことが考えられるわけですよ。だから、向きだって今は北向きですよ。だからそれだって南向きにやらなきゃならないというふうに思うわけですね。ですから、そういったことの周辺整備というものも、これに併せたことでないと27

年には建てられないでしょう。完成は。だから、そういうふうなことも考えて進めてもらいたいんです。全然今の答弁を聞いていると、そういう面は全然出てこないでしょう。どの課長からもそんな話は全然出てこないんですね。だから、そういうふうなことも十分考えたものを出してもらいたいということです。

また、2番目には、西部工業団地、これは私は平成8年から町当局に質問しております。ところが開発許可の中で持ち出ししてはならないからやらないんだと、それはできませんと、金がないんなら金がないように業者の人に土をくれて、同業組合で積んでくればいいんじゃないかというような提案もしたけど、そういうのは開発許可の中に含まれてやってはいけないというふうなことだと言われて、私もあきれて質問をやめました。その後は同僚議員が数人、その質問をしていただきましたが、同じ答弁きりしてないですね。ここに課長さんも、産業課長さん経験した人もいるわけですが、私ばかりでなく同僚議員にも同じ答弁がずうっと続いています。それで今度の開発許可にはどういうふうなことを盛り込むのか。そういうことだからできないと言うのであれば、今度の開発許可をもらうときには、どういうふうにすれば金のないときはこうだと、補助事業になっても補助事業が来るか来ないか分からない。こういうふうに遅れれば。そういうときにどういうふうな開発許可の申請をするのか、それがいちばん大切だと思うんですよ。山木屋の除染で上にかぶせるためにそこに持っていったらいいか。プラスマイナスゼロであれば中山工業団地のように面積は狭い、防護壁は造らなくてはならない。金ばかりかかってそれこそ面積少なくてできないですよ。ですから、そういうふうなことも含めてどういうふうな考えなのか。私は、これだけではなく、今までの質問の中でなくともっと広く考えた答弁を求めます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 黒沢敏雄議員の質問に答弁いたします。

庁舎建設につきましては、議員お質しのとおりでありますので、そのようなことで考えていくことですね、計画の中に組み入れて、遅れることなく、これも進めていかなくちゃならないと思っておりますので、その点で進める考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 西部工業団地の開発のあり方ですけども、これまでも申し上げておりますが、文化財の調査のときに土が動いております。そのあとですね、河川にアクセスする水路の関係の調査も綿密にやらなくてはならないということも聞いております。そのように土の造成というか、土をどう動かすのかということだと思いますけども、現段階で考えておりますのは、これまでの造成計画をベースに考えておりますので、議員お質しの内容は重々分かるんでございますが、現段階では今までの造成計画をベースに開発許可を取りたいというふうに考えてございます。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） ちょっと何考えてるんですか。平成8年からいったら何年にな

っていると思ってんですか。これまでできないのに、また同じベースでやんの。新しい人間の人のような考え方でないですね。我々年寄りみたいな高齢者に近い人間と、なに若いのにそんな古い考え持ってんですか。それこそ今ね、私が言ったときにやれば、それこそ。復興住宅も何もあそこにできたんですよ、ずっと。住宅団地なんかできるじゃないですか。だから、皆さん方は何というの、自分を守りたいという意識だけで仕事しているんじゃないかと思うんですよ。我々が質問したときには、文化財の話のぶの字もないし、その挙げ句未買収の土地もあったなんていうこと、一言も言わなかったですよ。全部隠していたんですよ。それこそ一番古い議員だって知らなかったとこう言ってますから。だから、それはだめだと私は言うんですよ。文化財の「ここ掘れワンワン」やるときにだけ、あのときに皆説明したんですから。こういう未買収土地がありますと、こうだと。だから、議員を早い話愚弄しているきり思えませんかよ、その話になると。真剣になって考えているのに、開発許可を盾にそういうふうなことをしてきて、今度またそれをベースになんて、何考えているんですか。それこそ、山木屋の人たちが入るような話のものなんては、いいあんな話しているきり思えませんかよ。そうでなくてもっと真剣に考えてくださいというの。ただ単に答弁すればいいというものじゃないですよ。現実をもっと見て。皆まってるんだから、そういう人たちが住みたいということで。工業団地ばかりでなくて、そういうようなことも考えて進めてください。

だから、またこれ庁舎の話になりますが、町長。できるだけ早くこの周りの整備というものは予算査定でそれこそ、ちゃんとしっかりしたことをやってもらわないと、また二の足というか三の足というか、前と同じようなことを言われるようになりますから、言われなくともというわけではないけど、町のために、住民はいつやるんだと待ってるんですから、だからそれをちゃんと踏まえて進めていただきたいと思います。ですから、この工業団地については、もう一度ちゃんとした答弁を聞きたい。はっきりしなければもう一回言うかもしれないが、そういうことをお願いしたい。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 庁舎につきましては、先ほど答弁したとおりであります。

工業団地であります。これについては、課長のほうから答弁しておりますけれども、議員お質しのように、有効活用したい意見は私も聞かせていただきまして検討した経緯がございます。あそこの現地は、山の高いところで300いくらかあるんですね。標高で。下のほうで180か200前後かと思うんですが、そのために切ってきますと、ものすごいことになってきて、有効面積をいかに、何だ、使える面積を有効にいかに多くするというようなことを基本にあそこをやんなくちゃならないと思ってます。前にもあそこの土は良い土だから、使ったらいいんじゃないですかという話も出されました。現地を見ながら、この図面も見たんですが、前に作った計画は高低差がありますので、そのためにその有効面積を取るには、あの方法でと言うことの話があったということで、私も現地でなるほど高いんですね。そんなことがありました。ただ、今回また開発許可取るわけですから、もう一度その点につ

いては検討させてですね、前のものに固執しているわけではないんですが、そういうことについてももう一度図面の中で検討していただきまして、とにかく有効面積を多くとれることを考えたいと思っておりますので、今後議員の質問の趣旨などを踏まえながら計画の中で、設計の中で検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 9番 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 今、町長の答弁で分かりますが、ただ、私が言いたいのは、有効面積の場合も切ったところは急でいいんですね。ところが出したほうのところは勾配が緩くなるんです。だから、面積が減るわけです。だから、私のほかには本職の人たちが質問してたんですからね、そのあとは。だけど同じ答弁なんです。だから、そういうふうにも今のように、町長のように面積を多くしようという考えの課長の答弁は1回もなかったんですよ。だから、そういった意味で、そしてまた開発許可のほう、またなるわけでしょう。それがまたあのベースといわっちゃもんだから、ちょっと考え方が、まあ、町長の意に沿ったことを課長さんたちはやってください。以上です。

○議長（新関善三君） ほかに質疑はありませんか。4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 4番 鳴原であります。私もちょっと西部工業団地について質問したいのですが、ちょっと私もこれだったんで、私の記憶が正しいか、正しくないかは別としまして、この西部工業団地、だいたい震災後、町も本気になって町長先頭になって国のほうに要望してきました。去年の11月に県内の工業団地、各地にありましたけども、いろいろ要望があったようで、11月に西部工業団地はコストが高くて国では交付金を出さないというような話があったんですが、これ12月に政権替わっちゃったものだから、政権替わってまたこれ替わったんだかなんとか私は分かりませんが、今回も町に副大臣だか来て要望したようですが、その辺国は本気になって要望を聞いているんだか、聞いてないんだか、その辺ちょっと確認したいと思っております。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番 鳴原利光議員の質問に答弁いたします。

国のほうでは、要望を聞く耳を持って聞いてくれてます。ただ、その財源内訳ですね、これについてのことでありまして、具体的に先ほど2番議員の質問に答弁申し上げましたが、いつまで造るんだということを明確に言って今度はもっと強めなくちゃならないと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 国のほうでも今度は一生懸命やるというような話でございますので、やはり町のほうでも先ほど2番議員から出たとおり、ただ要望しただけではただ要望しただけになっちゃいますね。やはり具体案を出して、国のほうにきっちり要望していただきたいと思っております。以上。

○議長（新関善三君） 1番 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 1番 村上です。復興事業計画があるんですが、やはりその中で川俣町のまず人口が減小をしていると。もう既に他市町村に土地を購入した方も

避難者の方であります。そんな中で逆に川俣町に住みたいという飯舘村、浪江の津島方面の方々もいるわけですよ。そういった場合に、前から議会でも話を出しているんですが、そういった他市町村、今で言えば飯舘村、浪江町と、川俣町としては災害復興住宅の協議等をしたことがあるのか。それと前に営農団地で否決されたんですが、その際には川俣町には復興住宅を建てる遊休農地がすごくあるということなのでこの答弁もらっているんですが、こういった場合の川俣町の遊休農地の実際、復興住宅等で利用できる農地がどのくらい町で調査しているのか、この辺は遊休農地で対応するという造成地も私への答弁にあったわけですから、その辺は事後調査したと思うんで、その辺の数字を教えてください。

○議長（新関善三君） 町長のほうから、この補正予算に直接関係ないというふうなことでございますので、これらの復興住宅絡みの遊休農地の調査等につきましては、今回のこの議会の中ではお答えできないということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。本予算の趣旨に入ってございませんので。

1 番 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） それでは、方向を変えます。

それでは、災害復興住宅として予定している精練跡地には、何棟ほど計画されているのか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） いろいろとこう質問幅のある中でのくるわけではありますが、私もできるだけ答えることにしたいのでありますが、その点をご理解いただきたいと思います。用意できないこともございますので、ただいまそのように申し上げました。

今の質問の中でも精練跡地につきましては、前の議会でもこの復興住宅の構想の中で復興交付金を使うんだという話をした経緯がございますが、戸建ての住宅、また集合住宅、るるあるんでありますけれども、住民の皆さん方の要望の中では、戸建てというようなこともございますので、戸建てで考えてみますと、ですから、これも具体的にあれですよ。用意はしておりませんので、数では20戸前後かという話でございました。そういう答弁させていただきます。面積だ、なんだということについては持っておりません。

○議長（新関善三君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君）　ここで議長を交代しますので、暫時休憩いたします。

（午後 7 時 0 0 分）

◇

◇

○副議長（斎藤博美君）　議長を交代いたしました。

再開いたします。

（午後 7 時 1 0 分）

◇

◇

◇

○副議長（斎藤博美君）　議長　新関善三君から議長の辞職願が提出されました。

日程第 7, 「議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって新関善三君の退場を求めます。

（新関善三君　退場）

○副議長（斎藤博美君）　これから、事務局長に辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（佐藤光正君）　辞職願を朗読した。

○副議長（斎藤博美君）　お諮りいたします。

新関善三君の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（斎藤博美君）　異議なしと認めます。

よって、新関善三君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

新関善三君の入場を許可いたします。

（新関善三君　入場）

○副議長（斎藤博美君）　新関善三君の議長の辞職については許可されましたので、告知いたします。

◇

◇

◇

○副議長（斎藤博美君）　ここで暫時休憩いたします。議会運営委員会を開催していただきますので、委員の皆さんは議長室までご参集ください。　（午後 7 時 1 3 分）

◇

◇

◇

○副議長（斎藤博美君）　再開いたします。　（午後 7 時 5 7 分）

◇

◇

◇

○副議長（斎藤博美君）　ここで議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員長。13 番。

○議会運営委員長（石河　清君）　議会運営委員長の石河でございます。

先ほど議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議事日程の追加について、直ちに本日議長の選出について議案として進めたいということで決定しましたので、よろしくお願いいたします。

○副議長（斎藤博美君）　ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙についてを本日の日程に追加し、追加日程第 1 とし、直ちに選挙を行

いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◇

◇

○副議長(斎藤博美君) ただいまより、追加日程等を配付いたします。

(追加日程等配付)

○副議長(斎藤博美君) 配付漏れありませんか。(配付漏れなし)

ここで暫時休議いたします。全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは、議員控え室にご参集願います。(午後7時59分)

◇

◇

◇

○副議長(斎藤博美君) 再開いたします。(午後8時11分)

◇

◇

◇

○副議長(斎藤博美君) 追加日程第1、選挙第1号「議長の選挙」を行います。選挙は投票で行いますので、議場の出入口を閉めます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に村上源吉君、高橋道弘君、高橋真一郎君を指名いたします。

投票用紙を配ります。(投票用紙配付)

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(配付漏れなし)

なしと認めます。

投票箱を点検いたします。(投票箱点検 異状なし)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(事務局長の点呼により順次投票)

投票漏れはありませんか。(投票漏れなし)

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。(投票 終了)

開票を行います。立会人、村上源吉君、高橋道弘君、高橋真一郎君の開票立会をお願いいたします。(開票)

開票の結果を申し上げます。

投票総数16票、うち有効投票14票、無効投票2票。

有効投票のうち佐藤喜三郎君7票、遠藤宗弘君7票。

この選挙の法定得票数は4票です。佐藤喜三郎君と遠藤宗弘君は、いずれもこれ

を超えています。両君の投票数は同数、この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用し、クジで当選人を決定することとなっています。佐藤喜三郎君と遠藤宗弘君が議場におられますので、クジを引いていただきます。クジは2回引きます。1回目はクジを引く順序を決めるもので、2回目はこの順序によってクジを引き、当選人を決定するものであります。クジは1番から16番までの抽選棒で行い、2回のクジを引きます。抽選棒に振られた数の少ないほうを優先及び当選としたいと思います。

村上源吉君、高橋道弘君、高橋真一郎君、クジの立ち会いをお願いします。

まず、クジを引く順序を決めるクジを行います。

それでは、佐藤喜三郎君から引いてください。

遠藤宗弘君、クジを引いてください。

クジを引く順番が決定しましたので、報告します。

まず、はじめに遠藤宗弘君、次に佐藤喜三郎君の順に引きます。以上のとおりであります。ただいまの順序により当選人を決定するクジを行います。

遠藤宗弘君、クジを引いてください。

続いて佐藤喜三郎君、クジを引いてください。

はい、どうぞ。自席に着いてください。

クジの結果、佐藤喜三郎君が当選人と決定しました。

議場の出入口を開きます。(議場開鎖)

ただいま議長に当選されました佐藤喜三郎君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

佐藤喜三郎君の議長当選承諾及びあいさつをいただきたいと思います。

佐藤喜三郎君。

○議長(佐藤喜三郎君) ただいま議長選挙におきまして、クジ引きではありましたが、当選させていただきました佐藤喜三郎でございます。以前にも皆さんにお世話になって議長職を務めた経験はありますが、とにかく皆様にお世話になって務めた役職でありました。今、本当に川俣町、大事な時期にありまして、川俣町、大事な議会であります。皆さんにお力添えを賜りながら誠心誠意頑張ってまいります。どうぞよろしくお願いします。本当にありがとうございます。よろしくお願いします。

○副議長(斎藤博美君) 佐藤喜三郎議長、議長席にお着き願います。ご協力、誠にありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) それでは、議長を交代いたしました。

ここで暫時休憩いたします。議員の皆さんは、控え室にご参集ください。

(午8時29分)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 再開いたします。

(午8時53分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

ここで議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第２として直ちに議席の一部変更を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第２として直ちに議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまより、追加日程等を配付いたします。

（追加日程等配付）

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、追加日程第２，議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第４条第３項の規定によって議席の一部を変更します。

変更後、議席番号８番 新関善三議員、議席番号９番 菅野正彦議員、

議席番号１０番 黒沢敏雄議員、議席番号１６番 佐藤喜三郎。

以上それぞれ変更いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休憩いたします。 （午後８時５６分）

議員の皆さんは、議員控え室にご参集ください。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後９時２３分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ただいま新関善三君から、川俣方部衛生処理組合議会議員の辞任願いが提出されました。

お諮りいたします。

これより、本日の日程を変更し、川俣方部衛生処理組合議会議員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第３として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、川俣方部衛生処理組合議会議員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第３として直ちに議題にすることに決定いたしました。

ただいまより、追加日程等を配付いたします。（追加日程等配付）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 配付漏れはありませんか。（配付漏れなし）

追加日程第３，川俣方部衛生処理組合議会議員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定によって、新関善三君の退場を求めます。

(新関善三君 退場)

○議長(佐藤喜三郎君) これから、事務局長に辞任願いを朗読させます。局長。

○議会事務局長(佐藤光正君) 辞任願いを朗読した。

○議長(佐藤喜三郎君) お諮りいたします。

新関善三君の川俣方部衛生処理組合議会議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、新関善三君の川俣方部衛生処理組合議会議員の辞任を許可することに決定いたしました。

新関善三君の入場を許可します。(新関善三君 入場)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) ただいま川俣方部衛生処理組合議会議員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

これより、本日の日程を変更し、川俣方部衛生処理組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

したがいまして、川俣方部衛生処理組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にすることに決定いたしました。

ただいまより、追加日程等を配付いたします。(追加日程等配付)

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 配付漏れはありませんか。(配付漏れなし)

それでは、追加日程第4、選挙第2号「川俣方部衛生処理組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推せんにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推せんで行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

川俣方部衛生処理組合議会議員に佐藤喜三郎を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました佐藤喜三郎を川俣方部衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました佐藤喜三郎が川俣方部衛生処理組合議会議員に当選しました。

ただいま川俣方部衛生処理組合議会議員に当選しました私、佐藤喜三郎が本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、ただいまに新関善三君から、福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任願いが提出されました。

お諮りいたします。

これより、本日の日程を変更し、福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にすることに決定いたしました。

ただいまより、追加日程等を配付いたします。（追加日程等配付）

配付漏れはありませんか。（配付漏れなし）

それでは、追加日程第5、福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって新関善三君の退場を求めます。

（新関善三君 退場）

○議長（佐藤喜三郎君） これから、議会事務局長に辞任願いを朗読させます。局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 辞任願いを朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

新関善三君の福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、新関善三君の福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任を許可することに決定いたしました。

新関善三君の入場を許可いたします。(新関善三君 入場)

ただいま福島地方水道用水供給企業団議会議員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

これより、本日の日程を変更し、福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

したがいまして、福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、追加日程等を配付いたします。(追加日程等配付)

配付漏れはありませんか。(配付漏れなし)

それでは、追加日程第6、選挙第3号「福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推せんにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推せんで行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。

福島地方水道用水供給企業団議会議員に佐藤喜三郎を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました佐藤喜三郎を福島地方水道用水供給企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました佐藤喜三郎が福島地方水道用水供給企業団議会議員に当選しました。

ただいま福島地方水道用水供給企業団議会議員に当選しました私、佐藤喜三郎が本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 以上で本臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたし

ました。

これをもちまして平成 25 年第 1 回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞
さまでした。

(午後 9 時 35 分)

本臨時会で可決した事件は、次のとおりである。

議案第 1 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 25 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

議案第 2 号 川俣町手数料条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 平成 24 年度川俣町一般会計補正予算(第 8 号)

議長の辞職について

追加日程

選挙第 1 号 議長選挙について

議席の一部変更について

川俣地方衛生処理組合議会議員の辞任について

選挙第 2 号 川俣地方衛生処理組合議会議員の選挙について

福島地方水道用水供給企業団議会議員の辞任について

選挙第 3 号 福島地方水道用水供給企業団議会議員の選挙について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 前 議 長 新 関 善 三

同 議 長 佐 藤 喜 三 郎

同 署名議員 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 佐 藤 喜 三 郎